（記入例）

（建設工事　受注者用）

別表記載のページが裏面になるよう、
両面印刷で印刷をお願いします。

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

県営〇〇〇鉄筋住宅　××××工事

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに兵庫県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ報告を行うこと。

ア　公社から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に公社が定める誓約書を提出させ、その写しを公社に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　公社に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

契約締結日とします。
ご提出の際は、未記入のままで結構です。

（発注者）

契約担当者

兵庫県住宅供給公社理事長　様

（受注者）

住　　所　兵庫県〇〇〇市〇〇〇町1-2-3

（所在地）

氏　　名　株式会社　〇〇〇〇

（法人名
代表者（職氏名））　代表取締役　公社　太郎

電　　話（　　）　　－　　番

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

（１）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２）労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８）労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
(10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
(11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

（建設工事　受注者用）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに兵庫県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ報告を行うこと。

ア　公社から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に公社が定める誓約書を提出させ、その写しを公社に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　公社に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

（発注者）

契約担当者

兵庫県住宅供給公社理事長　様

（受注者）

住　　所

（所在地）

氏　　名

（法人名
代表者(職氏名)）

電　　話（　　）　　－　　番

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

（１）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２）労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８）労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
(10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
(11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)